7　3に規定する留保に係る表が効力を生ずるまでの間、

(a)　ＡＳＥＡＮ構成国は、第五十一・三条の規定に適合しない措置について採用し、維持し、又は適用することができる。ただし、次の場合に限る。

(i)　日本国の投資家又はその投資財産については、当該措置が、日本国及び当該ＡＳＥＡＮ構成国の双方が当事国である他の国際投資協定に適合していること。

(ii)　他のＡＳＥＡＮ構成国の投資家又はその投資財産については、当該措置が、全ＡＳＥＡＮ構成国による他の国際投資協定であって当該ＡＳＥＡＮ構成国が当事国であるものに適合していること。

(b)　日本国は、第五十一・三条の規定に適合しない措置について採用し、維持し、又は適用することができる。ただし、ＡＳＥＡＮ構成国の投資家又はその投資財産については、当該措置が、日本国及び当該ＡＳＥＡＮ構成国の双方が当事国である他の国際投資協定に適合している場合に限る。

注釈１　(a)(i)及びこの(b)の規定の適用上、「他の国際投資協定」とは、次のいずれかの協定（その関連文書及び改正文書を含む。）をいう。

(i)　二千二年一月十三日にシンガポールで作成された新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定

(ii)　二千五年十二月十三日にクアラルンプールで作成された経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定

(iii)　二千六年九月九日にヘルシンキで作成された経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定

(iv)　二千七年四月三日に東京で作成された経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定

(v)　二千七年六月十四日に東京で作成された投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とカンボジア王国との間の協定

(vi)　二千七年六月十八日に東京で作成された経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定

(vii)　二千七年八月二十日にジャカルタで作成された経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定

(viii)　二千八年一月十六日に東京で作成された投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定

(ix)　二千八年十二月二十五日に東京で作成された経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定

(x)　二千十三年十二月十五日に東京で作成された投資の自由化、促進及び保護に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の協定

注釈２　(a)(ii)の規定の適用上、「他の国際投資協定」とは、次のいずれかの協定（その関連文書及び改正文書を含む。）をいう。

(i)　二千九年二月二十六日にチャアムで作成された東南アジア諸国連合の包括的な投資協定

(ii)　二千九年二月二十七日にチャアムで作成された東南アジア諸国連合、オーストラリア及びニュージーランドの間の自由貿易地域を設定する協定

(iii)　二千九年六月二日に済州島で作成された東南アジア諸国連合構成国政府と大韓民国政府との間の包括的な経済協力に関する枠組協定に基づく投資協定

(iv)　二千九年八月十五日にバンコクで作成された東南アジア諸国連合と中華人民共和国との間の包括的な経済協力に関する枠組協定に基づく投資協定

(v)　二千十四年十一月十二日にネーピードーで作成された東南アジア諸国連合とインド共和国との間の包括的な経済協力に関する枠組協定に基づく投資協定

(vi)　二千十八年五月十八日にハノイで作成された中華人民共和国香港特別行政区政府と東南アジア諸国連合構成国政府との間の投資協定

8　第五十一・五条及び第五十一・六条の規定は、3に規定する留保に係る表が効力を生ずる日まで、適用しない。

9　全締約国は、また、この章の規定（留保に係る表についてのものを含む。）に最恵国待遇を適用することに合意するため、討議を開始する。

10　全締約国は、また、収用を構成する租税に係る課税措置に第五十一・九条及び第五十一・十三条の規定を適用することに合意するため、協議を開始する。

第七章の附属書Ａ　収用及び補償

1　締約国による一の行為又は一連の関連する行為は、対象投資財産における有体又は無体の財産権又は財産権の持分を害しない限り、収用を構成しない。

2　第五十一・九条の規定は、次の二の事態を取り扱う。

(a)　第一の事態は、直接的な収用である。直接的な収用とは、対象投資財産が正式な権原の移転又は明白な差押えを通じて国有化され、又は他の方法により直接的に収用される場合をいう。

(b)　第二の事態は、締約国による一の行為又は一連の関連する行為が正式な権原の移転又は明白な差押えなしに直接的な収用と同等の効果を有する場合である。

3　締約国による一の行為又は一連の関連する行為が特定の事実関係において2(b)に規定する類型の収用を構成するか否かを決定するに当たっては、特に次の事項を考慮し、事案ごとに、事実に基づいて調査するものとする。

(a)　政府の行為の経済的な影響（ただし、締約国によるそのような一の行為又は一連の関連する行為が投資財産の経済的価値に悪影響を及ぼすという事実のみをもって当該収用が行われたことが確定するものではない。）

(b)　投資家に対する政府の拘束力のある書面による事前の約束（契約、免許その他の法的文書によるものか否かを問わない。）の当該政府の行為による違反の有無

(c)　政府の行為の性質（その行為の目的及びその行為が公共の目的に比して均衡を失するものであるか否かを含む。）

4　公共の福祉に係る正当な目的（公衆の衛生、安全及び環境の保護等）を達成するために立案され、及び適用される締約国による差別的でない規制措置は、2(b)に規定する類型の収用を構成しない。

第七条　ＡＪＣＥＰ協定第十章（最終規定）の改正

ＡＪＣＥＰ協定第七十七条5を次のように改める。

5　2の規定にかかわらず、次に掲げるもののみについての改正は、合同委員会が採択することができる。当該改正は、合同委員会が合意する日から全締約国について効力を生じ、実施される。

(a)　附属書一（ただし、統一システムの改正を反映するために附属書一を更新することを目的とする改正であって、合同委員会によって採択された方法及び手続によるものに限る。）

(b)　附属書二

(c)　附属書四の付録

(d)　附属書五

注釈　この5の規定は、各締約国政府が必要な内部手続を完了することを妨げるものではない。